

第1章 長崎県ユニバーサルデザイン推進基本指針策定とその背景

第1節 基本指針策定の趣旨

1. 基本指針策定の目的

長崎県では、平成9年3月に制定された「長崎県福祉のまちづくり条例」（以下「条例」という）に基づいて、すべての人が個人として尊重され、安心して暮らし、社会参加のできる地域社会の実現を目指し、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

また、平成12年に策定した長崎県長期総合計画に基づき、県民一人ひとりが日常生活においてお互いの人権を尊重し、いたわり合う社会づくりを進めるとともに、新しい建物を建築する際のバリアフリーへの配慮等、高齢者や障害者といった方々が行動する際に障害となる心理的、物理的な障壁を取り除くなど、すべての人にやさしいまちづくりを進めています。

このようなまちづくりを行うために、これまでバリアフリーを中心として進めてきた取り組みを今後さらに発展させ、今以上に多様な県民のニーズに対応できるよう「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき取り組むことが重要となります。そこで、今後進めていく方向性とそれぞれの役割を明確にするために、この基本指針を策定しました。

2. 基本指針の性格

この基本指針は、ユニバーサルデザインの考え方を県が行う様々な分野の事業やサービスなどに取り入れていく際の基本的な考え方や方向性を示すとともに、市町村、事業者、民間団体、県民の方々が、県と共通の理解と認識のもとで、連携・協働しながらユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドラインという性格を有しています。

第2節 基本指針策定の背景

1. 人権の尊重

21世紀は人権の世紀といわれています。これまで、女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等に関する様々な人権問題が発生し、さらに、近年、価値観の多様化や個人の権利意識の高まりにより人権問題がクローズアップされるとともに、インターネットによる人権侵害など新たな人権問題が発生しています。

こうした問題が発生しないよう、年齢や性別、障害の有無などに関係なく、すべての人が一人の人間として尊重され、お互いの個性や違いを認め合うことが重要です。

本県でも平成11年5月に策定した「人権教育のための国連10年」長崎県行動計画を平成15年4月に見直し、「温もりと心の豊かさが実感できる社会の実現」を基本とし、県民一人ひとりが人権尊重の態度を習慣として身につけ、仕事や日常生活において実践することが当たりまえとなっているような人権尊重社会を築くことを目指した取り組みを行っています。

そこで、年齢、性別、国籍、身体的能力などの違いに関係なく、すべての人に公平で平等である生活・活動しやすい環境づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方にに基づき、さらに一人ひとりの個性や特徴を大切にすまちづくりを進めていくことが必要です。

2. 少子高齢社会への対応

本県の高齢化率（※1）は、平成12年の国勢調査によるとほぼ5人に1人となる20.8%と全国平均17.4%を上回っており、全国よりも速いペースで高齢社会を迎えています。今後はさらに加速し、平成19年には約4人に1人が65歳以上の高齢者となることが予測されています（※2）。このことは、年齢を重ねることで身体的な機能が低下し、自力で思うような行動ができない人が増えていくということを意味しています。

また、1人の女性が一生の間に出産する子どもの数を表す合計特殊出生率は平成15年には1.45となっており、全国平均1.29を上回ってはいるものの年々低下しています。これは、若年労働者が減少することで労働力不足となり、社会活力が低下するという恐れがあります。

このようなことから、高齢者を思いやったまちづくり、子どもが健やかに育ち、安心して子供を生み育てることができるよう、妊産婦や子ども連れの家族に配慮した、あるいは、子どもの立場に立ったまちづくりに社会全体で取り組んでいく必要があります。

(※1) 高齢化率：総人口に占める65歳以上の高齢者の人口の割合

(※2) 長崎県老人保健福祉計画に使用されている推計値から

3. 国際化への対応

本県の外国人登録者数は、平成12年の5,851人から平成15年には6,978人と、この3年間で約1,100人も増加するなど国際化が進んでいます。また、外国人宿泊者数（延べ滞在数）を見ると、ここ数年ほぼ横ばいで推移しているものの、平成15年には436,505人も外国人が本県を訪れています。特に本県は、海外との交流の歴史が古く、地理的に近いこともあり、東アジアからの旅行者が多く、ことに韓国からの旅行者は22万人にもものぼり、本県外国人旅行者の半数以上を占めています。

外国人に対し、現在でも観光施設を中心に英語や中国語、韓国語などの外国語も併記するなどの取り組みがなされてはいるものの、全体的には十分な配慮がなされているとはまだ言い難い状況です。外国人が観光やビジネスを不自由なく行えることはもちろん、安心して生活・活動ができる環境づくりが必要です。

4. 地域産業の活性化

本県の経済活性化のためには、海外交流の歴史及び「しま」や複雑な海岸線、温泉などの恵まれた自然環境を活かした観光関連産業の振興、快適で魅力的な商店街の形成などによる中心市街地の活性化、地域の資源を活用した新たな事業の創出、新分野進出などによる産業構造の高度化・多様化などの課題があります。

こうした課題に関連して、年齢、性別、身体的能力などに関係なく様々な人が出会い、交流し、意見を交わすことができる環境を整備したり、従業員がすべての人に対してもてなしの心を持って対応することで顧客の満足度を向上させ、観光や商業の活性化を図ることが重要です。

また、高齢者や障害者を含めたできる限り多くの利用者のニーズを把握し、すべての人が利用しやすい製品・サービスとなるよう必要な改良を加えることで、品質の向上や市場の拡大、新産業の創出などを行うことが重要です。